

議員全員協議会

日 時	令和元年10月10日（木） 閉会中	8時26分 開会 8時46分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 太田佳晴 副議長 15番 鈴木千津子	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	5番 平口朋彦 6番 藤野 守
	7番 大井俊彦	8番 名波喜久 9番 植田博巳
	10番 村田博英	11番 良知義廣 12番 澤田隆弘
	13番 中野康子	14番 大石和央
欠席議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 大塚康裕 書記 北原 大輔	
説 明 員		
傍 聴		

署名 _____ 議長 _____

開会の宣告

○議長（太田佳晴君）

それでは皆さん、おはようございます。きょうは、急遽、全員協議会ということで、お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより始めたいと思います。

2 協議事項 (1) 政治倫理委員会委員の指名について

○議長（太田佳晴君）

早速ですけれども、協議に入りたいと思います。

きょう、集まっていたいたのは、政治倫理委員会委員の指名についてということでございます。

現在、政治倫理委員会が開催されておりまして、開催請求が7月11日、9名の署名によって出されました。それに基づいて、7月17日に第1回、8月23日に第2回、その後、9月17日に倫理委員4名によりまして、倫理委員会の開催要求というものが提出されました。その後、10月3日に第3回の倫理委員会が開かれたところでございます。

そして、10月3日の第3回の倫理委員会の終了後に、大石和央委員長より、私のもとに政治倫理委員の辞任届が提出されました。その後、辞任理由について、委員長に説明を求め、確認の結果、議長として受理することにしました。

したがって、本日は倫理規定第6条の2に基づいて、議長が新しい倫理委員を指名させていただきまして、それをもって倫理委員会を6名で継続をさせていただきたいと考えております。

指名のほうは、あと1カ月という期間も考え、期数を考慮して、年長議員である澤田議員を指名してお願いしたいと思います。

その方向で確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

村田議員。

○10番（村田博英君）

委員長辞任というのは、初めて聞いたんですが、辞任の理由は何ですか。これは任命されたわけですよね、当初ね。そのやめるということで、なぜやめなきゃいけないんですか。

それと、委員長が今、澤田さんでということですが、副委員長がいるはずですから、単純に考えて、副委員長がなるべきじゃないですか。

以上。

○議長（太田佳晴君）

今のことですけれども、まず、2問目の委員長ということですが、これはまず委員を選任します。それで、6名をもって倫理委員会ということですので、その中で決まりましたら、急遽倫理委員会を開いてもらって、正副委員長を決めていただくと、そういうことになりますので、

澤田議員を委員長ということではございません。委員6名のうちの一人の委員として。

それと、辞任理由についてですけれども、私のほうで委員長に説明を求めました。そういった中で、今まで大変6名でご苦勞されてやっていただきました。そういったことで、これは人事のことですので、議員の。詳細については、私のほうから説明は控えさせていただきたいと思えますけれども、あくまでも、この倫理委員会の委員の選任というのは議長の指名ということになっておりますので、そういったことで、今までの経緯を考えて、ご理解をお願いしたいなど、そんなふうに思っております。

澤田議員。

○12番（澤田隆弘君）

そんなに簡単に、委員長はやめられるものですかね。どんな理由があるか、聞いてもいないけど。

○議長（太田佳晴君）

それについては、今、私のほうからお話しさせてもらったように、それぞれ皆さん一生懸命、6名の倫理委員の皆さんにやっていただいたという、その事実は皆さんもわかっていると思えますし、私も確認はできました。そういったことで、その詳細な理由については、それぞれ事情があるかと思えますので、これ以上は控えていただきたいなど、そんなふうに思えます。

確かに、澤田議員が言われるように、そういうものの職責は、議員という立場の中で重いのは当然でございます。そういったことで、今回は、あくまでもこの規約の中で倫理委員は議長の指名だということになっておりますので、そういったことで了解をお願いしたいということです。

名波議員。

○8番（名波喜久君）

今、話がありまして、それでは、澤田議員が入るということは、委員長として入るのか、それとも委員として。違うかもしれないけど。でも、倫理委員会の規定の中で、委員長に事故あるときとか、副委員長に事故あるときは年長者がやるということですけど、その辺の大石委員が委員長を辞退するというだけで委員には残るということですよ。

○議長（太田佳晴君）

そうではございません。倫理委員会委員を辞任したいということで申し出があって、それを受理するということです。

先ほど、村田議員の質問もありましたけれども、決して委員長ということで倫理委員会に入っただけではなくて、6名のうちの一人。それで、委員長に事故あるときは副委員長がそれを代行するというようになっておりますので、まずは副委員長がということですけども、先ほど言ったように、速やかに倫理委員の皆さんに集まっていただいて、正式に、残り1カ月ですけども、正副委員長を決めていただいて、それで、この任期の中で今回の問題を処理していくということでございます。

○ 8 番（名波喜久君）

ということは、倫理委員会をこの後また開くということで、即開くということでいいですね。

○ 議長（太田佳晴君）

そういったことで、進んでいくと思います。

平口議員。

○ 5 番（平口朋彦君）

今までの経緯と、これから澤田議員が、決め事において議長の指名で澤田委員が入るのはわかったんですが、辞任理由について、議長がヒアリングを、ヒアリングと言ったらあれですけど、直接お聞きをした。この場でご本人にお聞きすることも控えたほうがいいということなんですか。

○ 議長（太田佳晴君）

私のほうで話をさせていただいて、それで、それをもってということで、大石議員とも確認をしまして、きょうの全協で、もっと具体的なものについては、それ以上のものもないというような判断でお願いしたいということです。

平口議員。

○ 5 番（平口朋彦君）

こういうことって、そうそうあることではないと思うんですね。そういった中で、例えば常任委員会の委員長ですと、互いの互選で決まってくる。それで、委員長を辞任されるって、めったにない話だと思うんですが、今後、こういった、ある程度要職につかれている、職責につかれている方が辞意を表明して議長に届けて、議長に届けた理由というものが、正当性を帯びているか妥当性を帯びているかというものを、議長なりに判断されたら、その辞職理由というものは、全員協議会等で話さなくていいということになります。

○ 議長（太田佳晴君）

この倫理委員会は、もともと議会基本条例に基づいて規定が定められております。ただいま、平口議員が指摘するように、かなり規則の中で、こういった事態が起きたときの対応についての不備があるのは、これはもう指摘のとおりだと思います。

したがって、本当はこの2年間の中で、議会基本条例の見直しについてということでワーキンググループでやっていただいているものですから、その中で議会基本条例に附属した、こういった細かいものも、もし見直しができれば、そこでやっておけばねというのが、今はそういう反省はあります。

ただ、これについては、もうこの段階で規約の解釈をかえるということは、これはやっぱり不合理を生じると思いますので、この問題がきちんと処理した後、また後半の体制の中で今回の件も踏まえて、よりしっかりした倫理規定をつくっていただくようお願いしたいなど、そんなふうに思います。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

では、ご本人がその辞意についての理由をこの場で述べられないということは、あくまでも今回だけのレアケースで、この先もずっと適用されるものではないという認識でいいでしょうか。

○議長（太田佳晴君）

もちろん、例えば常任委員会とか、議会運営委員会ございますけれども、そこでとは少し違う形で考えていただきたいと思います。それはあくまでも、先ほどから言うように、倫理委員会については、議長の指名ということで規定の中に入っておりますので、それに基づいてということですがけれども、その辞任理由については、先ほど言ったように、もう委員長として職責を果たした中で、もうこれ以上ということでの結論ですので、私もその部分において、非常に大変な仕事をしていただいたということで、今回は議長として受理させてもらうということにしましたので、そんなに深い何ってあるわけじゃないんですけれども、そういったことで、大石議員からのここでの説明は控えさせてもらいたいなど、そんなふうに思います。

以上です。

良知議員。

○11番（良知義廣君）

政治倫理委員会を何の目的で開いたか。私も議会のホームページを見て、私のことであろうということになりましたんですけれども、要は私のところに訴状というか、罪刑法定主義から言えば訴状、そういったものが届いていない。今のやっている段階は、前段階。正式な政治倫理委員会に乗せるという前の段階であろうというふうに認識をしております。

それが上がってきた場合には、当然、訴えた人のものによって開催、了承されれば開催されるということになるわけですがけれども、先ほど議長が言ったように、基本条例に基づいてその倫理規定をつくってあるというふうに話されたんですけれども、情報を見ると、委任条例にはなっていない。例えば、基本条例の12条に基づいて云々かんぬんという規程にはなっていない。そこら辺の問題と、もう一つは、訴えた方が政治倫理委員になっている。その方が出席したその会によってやれば、当然訴えた方は私に対しての制裁を求めることが大前提であります。

そういった中においてやるということは、規定がないからそれは容認されるんだということじゃなくて、一般常識的に考えて、訴えた者は政治倫理委員になっているならば、政治倫理委員を本件については辞退をするというような形でもっていくべきことが、世の一般常識であろうというふうに思っています。

そこら辺の検討を、まずもってしていただきたいということと、あとは、私は正規に争う場合には、あらかじめ申し上げておきますけれども、私自身の防衛のために、刑事訴訟に則っての事項も検討しながら、そういった方々と議論をしていきたいというふうに思っていますので、そこら辺もあらかじめ皆さんに申し上げます。

○議長（太田佳晴君）

今、良知議員が発言された部分は、政治倫理委員会、委員会の中の問題でございます。きょうは、政治倫理委員の指名についてということですので、それはまた、先ほど来、お話しさせてもらっているように、今後の規定の問題は、またぜひとも皆さんで不備のないようなものにしていただければと思います。

良知議員。

○11番（良知義廣君）

関連がないじゃなくて、当然関連をしてくる事項ですので申し上げたということなんです。

○議長（太田佳晴君）

わかりました。

それでは、澤田議員に倫理委員を指名するということで、確認をお願いします。よろしく願います。

3 その他 （1） 議員控室の給茶機について

○議長（太田佳晴君）

それでは、次にその他ということで、議員控室の給茶機についてということで、実は議員控室の給茶機が故障してしまいました。これについては、旧相良町時代から使用しているもので、もう何十年という長い年月使ってきたものでございます。そういったことで、故障が直せばということで、部品のほうも交換可能か、それも調べましたけれども、もう手配できない状況ということで、それでどうしても皆さん休憩室でお茶を飲んでいただく、必要なものということで、至急準備をしたいと思います。

それについて、当然議会の、今経費がございませんので、当局のほうに予備費での対応をお願いし、緊急的に手配するように指示をさせていただきましたので、その点の確認ということで、お願いしておきたいと思います。

以上です。

この件については何か。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

給茶機なんですが、わがままの範疇になるのかどうかわからないんですけども、茶どころ牧之原でありますことから、やはりリーフを入れられるもの、要は牧之原茶を入れられるものが適当かなとは思いますが、その辺は指定していないということですか。

○議長（太田佳晴君）

まだこれから、機種の設定はなるんですけど、私もやはり、平口議員が言われたように、当然今までのように、お茶っ葉を入れて出るようなものがないかなと思っておりますので、そういったことをお願いします。

澤田議員。

○12番（澤田隆弘君）

夏はこのごろ暑いじゃないですか。なので、冷たい水も出るように、そういう機種を選んでもらいたいんですけど。

○議長（太田佳晴君）

なかなか予算のこともあるし、特別今言ったように、緊急的に予備費で対応をお願いしているものですから、また議会が今までとは違ったものをまた、どうしても必要なものは当然ですけれども、その辺については、少し話しながら、今まで以上にならないような、議会もその辺は儉約しているということを見せたいと思いますので、気持ちはわかりますけど、そんなことでお願いします。

それでは、この後、総務建設委員会ということですが、準備があるようですので、予定どおり9時からということをお願いします。ありがとうございました。

○10番（村田博英君）

その他で。

○議長（太田佳晴君）

その他ね。

○10番（村田博英君）

平口議員のブログの中に、議会運営委員会のことが載っておりました。議会運営委員会のタブレットのこととか状況などが書いてありまして、議会運営委員会が開かれた翌日だったと思いますが、我々は知らなかったんですよ。そういう中身についてはね。これは、ちょっと議会運営委員会は、その後、全協でこういうことを諮って、それで報告をすると。我々はそれを初めて聞くわけですよ。よって、そういうことを流されると、非常に困るんですよ。困るといって、不公平になるんですね。これについては、どういう見解ですか、議長。

○議長（太田佳晴君）

議会運営委員会でのタブレットの協議ということですね。

私のほうからまず、報告させてもらいます。先日の議会運営委員会の中で、タブレットについての協議は一切されておられません。されていなくて、委員長のほうから、議題には全く入ってなくて、終了間際に、タブレットについて、もう一度議員の皆さんに、いよいよ来年からということになるので、確認のほうはどうですかということで、私のほうにありました。

私がそこで答えたのは、もう既に前回の全協の中で、全協のときに私は資料を事務局につくっていただいて、それでこの2年間やってきたこと、それと、これからは、今後は具体的な運用について議員全員で、いろいろ諮りながらいかないといけないので、いよいよ具体的な運用に入っていくと、後半ね。そういったことを報告させてもらって、それをもって、当局ともこの2年間、しっかりすり合わせをしながらやってきた、そこが一番ポイントだったものですから、そういったことで、その件については、皆やっぱり新しいものを導入するのは不安はあるかと思います。

当然。でも、それは皆で努力して乗り越えていくものだというので、そういう理解をお願いしたいという、それだけの話です。だから、私は、議論というのは、もう先日の皆さんへの報告で終わらせてもらっているという状況です。

村田議員。

○10番（村田博英君）

タブレットの件はわかりましたけど、要は、議運の中身について、我々の前にブログ等で流してもらってはいけないと私は思うんですよ。そのことについては、前々からちょっと気になっていましたけど、今後もそういうことがあると、抑制といいますか、かかると思うんですよ。ですから、この件については、皆さんの意見、私はそう感じたんですが、ぜひ、皆ブログなり何なりやると思うので、私も気をつけてやっていますが、その辺についてはいかがですかね。

○議長（太田佳晴君）

それでは先に平口議員の、今回の件に関して。

○5番（平口朋彦君）

私は、牧之原市議会の会議等に属するものだと思っております。議会運営委員会。議会運営委員会もそうですが、牧之原市議会の会議等全ては、秘密会でない限り、公開の会議でございます。それなので、その当日に傍聴される方があるかもしれません。もちろん、議員各位も傍聴を望めば傍聴ができます。ということは、その会議等があった日から、そこで話された内容は全て、公開情報だと私は思っております。

ただ、今おっしゃられるように、一定の議事録ができるまで、それをオープンにするなという決め事をここでしっかり決めるのであれば従いますが、今までの解釈からすれば、規則や約束事、そういった解釈からすれば、その会議が終わった後から、全て公開情報だと私は思っております。

○議長（太田佳晴君）

すみません、非常に今の話は私もよくわかるし、皆さんも感じていることだと思います、それは。それで、フェイスブック等をやる方も、それは最善の注意を払ってやっていることだと思うんですけど、感覚的な違いはどうしても生じるかと思えます。ですから、できれば、これ、今後、後半の体制の中で、そういったSNSに関する発信についての考え方というようなことで、一度全員で共通認識を持っていくような形で協議を進めていってもらったらなと思えますので、この話をしていくと、なかなか長くなると思えますので、きょうのところはその辺でお願いしたいと思えます。

良知議員。

○11番（良知義廣君）

今、きょうのことはきょうと言いましたけれども、今、村田議員がおっしゃったように、要は規定にないから云々ではなくて、物事の考え方で、通常であるならば平口議員が言っていることが正解だと思うんです。

しかし、物事の順序から言えば、議会運営委員会でやったことを、まず議会の皆さんにそれを

知らしめることが、まず第一。その上で、フェイスブックなり、ブログなり、何なりに出すというのが、普通の一般常識。だから、そこら辺、規定がそうなっているから、規定上はそういうふうにはなっていないはずです。文言はないはずです。

だから、そこら辺をきちんとしなくてはいかんというのが、議員としてのあるべき姿であるふうに思います。

○議長（太田佳晴君）

今、良知議員のほうで言われたように、そういったことを含めて、しっかり議会で共通認識を持てるように、また議論のほうをお願いしたいなど、そんなふうに思います。

では、事務局いいですか。

では、以上で議員全員協議会を終了したいと思います。よろしくをお願いします。

[午前 8時46分 閉会]